

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針(概要版)

第1 趣旨等

1 趣旨

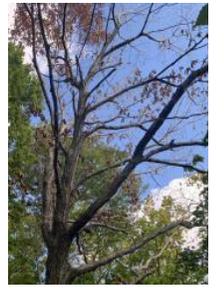
重要な広葉樹資源であるナラ類等をナラ枯れ被害から守るため、関係者が共通認識のもとで被害拡大防止対策に取り組むための方針を策定

2 各種用語の定義

「ナラ類等」、「被害木」、「被害地域」、「森林」等を定義



カシナガキクイムシ
(通称「カシナガ」)



被害木の状況
(葉が赤褐色に変色し、枯死)

第2 現状と課題等

- ・「ナラ枯れ」は、カシナガが持ち運ぶ菌によりナラ類等が枯死する病気
- ・全国の都府県で被害が発生。道内では令和5年度に初被害。令和6年度に拡大
- ・温暖化の進行や本州での被害継続、伐採後の被害木の移動などにより、被害地域の拡大と長期化のおそれがあるため、科学的知見のもとで被害把握を行うとともに、被害状況に応じた被害拡大防止対策を講じる必要

第3 対策方針

1 基本的な考え方

道内における被害地域の拡大を抑えるため、被害の的確な把握と被害状況に応じた対策を進める

2 被害把握

(1) カシナガ生息調査

- ・フェロモントラップ等を活用して7月に調査

(2) 被害監視区域の設定

- ・被害把握のため、カシナガ生息調査を踏まえ、毎年8月を目途に監視区域を設定
- ・被害把握後、被害木周辺30kmの森林も含め区域を見直し

(3) 上空・現地調査

- ・被害木把握のため、9～10月に実施

(4) 被害の監視

- ・関係機関は6、7月を除き、被害を監視(8～9月重点期間)

(5) 被害状況等の公表・情報収集

- ・道HPによる情報発信、道民からの被害情報の収集

3 被害への対応と予防



被害監視区域の被害状況を踏まえ、被害への対応と予防を実施

(1) 対象地域の区分

- ・被害木から2km範囲を被害地域とし、被害地域(先端、継続)、未被害地(飛来可能性あり、低い)の4つに区分

地域区分	被害先端地域	被害継続地域	未被害地 (カシナガ飛来可能性あり)	未被害地 (カシナガ飛来可能性低い)
区分の内容	被害地域の拡大に影響する可能性が高い被害地域	被害地域の拡大に影響する可能性が低い被害地域	カシナガが飛来してくる可能性がある未被害地	カシナガが飛来してくる可能性が低い未被害地
被害木処理	全量処理を基本	二次災害防止に必要な範囲を重点処理	被害木が確認された場合は確実に処理	被害木が確認された場合は確実に処理
被害予防		未被害木の伐採を積極的に推奨		-

(2) 被害木処理

ア 被害木の処理方法

- ・被害木を確実に処理するため、道の処理マニュアルに沿って実施

イ 二次災害の防止

- ・公共インフラ等に対する倒木・落枝などによる二次災害防止に努める

ウ 現地到達等が困難な被害木の扱い

- ・被害を把握するため次年度に周辺30kmを監視

(3) 被害予防

ア ナラ類等の伐採・移動

- ・被害拡大を防止するため、伐採時期や移動などに留意

イ 未被害木の伐採

- ・被害を受けていないナラ類等の伐採により若返りを促進

ウ ナラ類等の保全

- ・保全が必要な景勝地や公園等で資材被覆や粘着剤散布などを実施

4 その他

- ・法令確認、行政機関の情報共有、支援など

第4 推進体制

1 対策会議

- ・関係機関による対策会議で具体的な対応方針を協議

2 役割分担

区分	役割・取組
国(北海道森林管理局)	所管国有林内の被害拡大防止対策全般、市町村等への指導・助言等
北海道	道内の被害拡大防止対策全般、市町村等への指導・助言等
市町村	市町村内の被害拡大防止対策全般、被害先端地域における被害木処理(一般民有林)等
森林所有者	所有森林の被害木処理、予防対策等(森林組合は所有者の取組を支援)
林業・木材産業関係者	丸太等から被害が確認された場合の対応、伐採・移動指針等遵守
試験研究機関	対策全般に対し、科学的知見に基づく助言・協力